



安全で快適な車両運行のために…

DRIVER'S GUIDE

ドライバーズガイド

遠方・夜間・休日等に故障した場合（24時間、365日対応）

ロードアシスタンスサービス ☎0120-221-727

メンテナンスリースにロードサービスが含まれているお車が対象です。

事故時の連絡先（24時間、365日対応）

JA共済（自動車共済）専用窓口 ☎0120-258-931

損保（自動車保険）専用窓口 ☎0120-221-727

「自動車共済及び、自動車保険」をリース契約に含めてご契約いただいているお車が対象です。

はじめに

この度は、弊社のメンテナンスリースをご利用いただき、誠にありがとうございます。

本書は、お客様が安全で快適にお車をご利用になる為の点検・整備の受け方や、事故発生時の対応、契約満了時の手続き等のご案内をさせていただいております。

CONTENTS

目次

- ① 日常点検
- ② 車検の受け方
- ③ 緊急整備の受け方
- ④ メンテナンス除外項目
- ⑤ 代車の提供(事故時を除く)
- ⑥ その他の留意点
- ⑦ 事故が発生した場合
- ⑧ 事故が発生した場合〈共済〉
- ⑨ 事故が発生した場合〈保険〉
- ⑩ 事故処理について
- ⑪ リース期間満了時のお手続きⅠ
- ⑫ リース期間満了時のお手続きⅡ

立替費用請求書



日常点検

日常点検は、法令によって使用者が責任をもって行うことが義務づけられています。運行前には必ず点検を実施してください。

日常点検で異常が発見された場合は、指定整備工場へ入庫し、点検・整備を実施してください。

1

タイヤは車の走行を支える重要アイテムです!!

- 空気圧は大丈夫!?
- 亀裂や損傷は!?
- 異常な磨耗は!?
- 溝の深さは!?

2

外観は、他の運転者に知らせる重要サインです!!

- ワイパーは良好!?
- 方向指示器は点灯OK!?
- ストップランプは点灯OK!?
- ヘッドランプは点灯OK!?

3

エンジンルーム内は、重要部品の集合体です!!

- 冷却水は適量!?
- エンジンオイルは適量!?
- エンジンの異音は!?
- 低速・加速は良好!?
- ウォッシャー液は適量!?



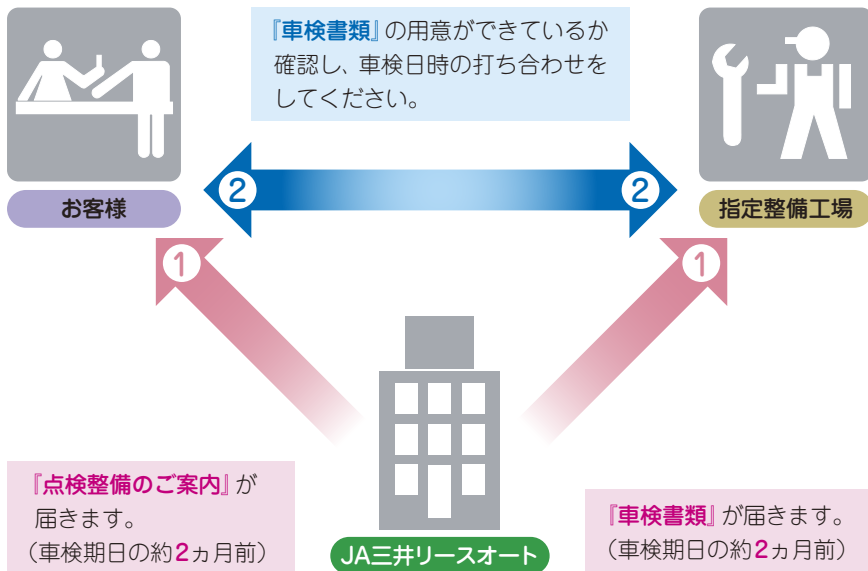


車検の受け方



車検の日程を決めるには

指定整備工場の連絡先は『メンテナンス・サービスご案内カード』をご参照ください。



ご注意ください

事前に指定整備工場へ「車検書類」が届いているかご確認ください。

- 確認前に入庫されますと、車検を受けるのにお時間がかかり、お客様の業務に差し支えることとなります。
- 再リースの場合には、契約のお申し込みをいただいてから「車検書類」を送付いたします。車検満了日間で再リースのお申し込みをされた場合には、特に注意して車検の日程をお決めください。

法定点検、スケジュール点検をご契約に含めている場合には、必ずお受けください。

- 定期的な点検を行うことで、故障も少なくなり、車両を常に良好な状態でご使用いただけます。



緊急整備の受け方

運行途中、車両が停まったまま、
動かなくなってしまった…

車の調子がおかしい…



**緊急整備を
実施してください。**



指定整備工場がお近くの場合

➔ 指定整備工場へ入庫してください。

● 指定整備工場への連絡先は『メンテナンス・サービスご案内カード』をご参照ください。



指定外整備工場へ入庫される場合のお願い

JA 三井リースオートへTEL

● どの整備工場で、どのような整備を実施するのかで連絡ください。
(整備を行った工場の連絡先・担当者名をお知らせください。)

整備費用の精算

● 緊急整備された内容を確認させていただいた後、弊社のメンテナンスサービスに含まれる請求につきましては、整備を実施した工場へ、弊社よりお支払いいたします。

整備費用の立替払い

● 整備費用を、その場で請求された場合には、お手数ですが立替払いをしていただき、整備実施内容のわかる領収書を必ず受領してください。後日ご精算させていただきます。
(末尾添付の立替費用請求書をコピーしてご利用ください)

※ 次頁「メンテナンス除外項目」に記載しています弊社のメンテナンスサービスに含まれていない整備料金につきましては、お客様のご負担となります。



遠方・夜間・休日等に故障した場合 (24時間、365日対応)

ロードアシスタンスサービス ☎0120-221-727

- 弊社はロードサービス専門会社と契約を締結し、次のサービスを提供しています。
 - ・ 自力走行不能時、現場から最寄の整備工場までの牽引
 - ・ 30分程度の現地での簡易な修理対応 (バッテリー上がり、スペアタイヤ交換等)
 - ・ 電話によるテクニカルアドバイス
 - ・ 事故時の初期対応および各保険会社へのご案内
- 運転ミス・事故によるものはお客様負担となります。
- ご契約内容・車種によっては、お客様負担となる場合がございます。

緊急連絡先

JA 三井リースオート メンテナンス専用ダイヤル

営業時間 (平日 9:00 ~ 17:15)

☎03-6775-3063



メンテナンス除外項目

詳細は、JA 三井リースオートのメンテナンス専用ダイヤルへお問合せください。



事故や自然災害、運転ミス、いたずら、飛び石により破損した部分の修理

- 板金、塗装、バンパーの修理
- ガラス、ランプユニット、レンズ類の修理・交換
- アンテナ、バックミラー、キーの修理・交換
- 砂利道や段差乗り越えの際等に損傷した下回りの修理
- 縁石につつけ損傷した等事故に起因するタイヤおよびホイールの交換等
- その他不可抗力に起因する修理



車両の経年変化によるもの

- 時間の経過によって発生する腐食・劣化・退色の修理
- 錆びの修理、座席の補修・張替え等



特殊架装部品の修理および後付け機器にかかる費用

- タンクローリー、冷凍機、リアゲートリフター、木杵荷台等の架装品の修理
- 看板、文字の書換え・張替え等
- 排気ガス浄化装置、スピードリミッター、灯火等の増設・修理



使用方法に起因する修理（お客様の故意または、過失による）

- 取扱書の取扱方法と異なる使用や限度を超える使用（過積載等）に起因する修理
- 水温計の異常な上昇や警告ランプ点灯等、不具合が発生しているにもかかわらず無理に走行したことにより故障した場合の修理
- 一般に自動車が走行しない場所での走行による不具合の修理



その他

- タイヤチェーン、シートカバー、フロアマット等の用品・用具類の補充
- フラッシングオイル、ラジエーター洗浄剤等の各種添加剤の注入
- オーディオ、カーナビゲーション、エアバッグ等の修理・交換
- 電気自動車、ハイブリッド機構にかかる駆動用バッテリー等の修理・交換
- 走行距離 12 万km又は初度登録後 13 年経過した車両（トラックは 15 万km又は 11 年）及び、大型車両（車両総重量 8 t 以上）に生じた、エンジン・ターボチャージャー・DPF・トランスミッション・ディファレンシャル、の交換またはオーバーホール



代車の提供（事故時を除く）



代車の個別契約「あり」の場合

- 「車検代車」

車検整備時に初日よりご提供します。（原則、2日間）

- 「整備代車 24時間超」

車検・法定点検・一般整備に24時間を超える場合にご提供します。

- 「整備代車」

車検・法定点検・一般整備時に必要に応じてご提供します。

※代車のご利用につきましては、点検入庫前に指定整備工場とお打合せください。
スケジュール点検等、短時間の整備につきましては代車の提供はご容赦ください。

代車にかかる留意点

ご対応できないこと

- 積載量2トン超の貨物車・特種車両（冷蔵冷凍車、タンク車等）・事業用自動車等は、ご提供できません。
- 提供する代車の車種、積載量、付保されている保険内容・保険金額等は、当該車両と異なる場合があります。
- 年末年始や連休等で代車が不足する時期には、お客様のご要望どおりに代車をご手配できない場合があります。お早めに指定整備工場とお打合せください。

代車の事故について

- 事故が発生した場合には、まず本書の次頁以降に記載しています「事故が発生した場合」をご参照のうえご対応をお願いいたします。
 - 代車にかかる事故については、お客様の責任と負担において解決していただくこととなります。
- ※ご利用に際しては必ず付保されている保険内容・保険金額等をご確認ください。

その他

- 当該車両の整備が完了いたしましたら、速やかに代車を返還してください。
- 代車の利用にかかる燃料代は、お客様のご負担となります。返還の際には必ず精算していただきますようお願いいたします。



その他の留意点



タイヤ契約に関するもの

●標準タイヤ、冬タイヤのシーズン履き替え費用

両方のタイヤ契約がある場合に限りメンテナンスサービスの対象とさせていただきます。

●パンク修理について

パンク修理については、タイヤ契約がある場合、または「車検・法定・一般整備」の基本契約がある場合にメンテナンスサービスの対象とさせていただきます。小型車両の場合は、スペアタイヤに交換のうえ指定整備工場にお持ちください。スペアタイヤが無い場合、車載のパンク補修剤を使用してください。



バッテリー契約に関するもの

●各種ランプの消し忘れによる充電・交換費用

お客様の過失による費用となりますのでお客様のご負担となります。必要個数でご契約の場合は、バッテリーの交換はメンテナンスサービスの対象外となります。



メーカー保証について

●保証期間について

・一般保証（初度登録から3年間。ただし、その期間内でも走行距離6万kmまで）
・特別保証（初度登録から5年間。ただし、その期間内でも走行距離10万kmまで）
車種により保証期間等に相違があります。車両に搭載されている整備点検手帳をご覧ください。
お車に不具合が発見された場合には、速やかに指定整備工場にご入庫ください。メーカークレームとして修理を依頼します。

●保証を受けるには

メーカー保証を受けるには、車検・法定点検等の整備が実施されていることが必要になります。車検・点検につきましては、必ず実施していただきますようお願いいたします。



リコール制度について

- リコールとは同一型式で一定範囲の自動車等について、構造・装置・性能などが道路運送車両法の保安基準に適合しなくなるおそれがあると自動車メーカー等が判断した場合に、その旨を国土交通省に届け出て無償で修理を行うものです。
- 自動車メーカー等からお客様（使用者）にリコールの通知が届きます。通知書に従い指定の販売店にて修理を受けてください。

メンテナンスお問合せ先

JA 三井リースオート メンテナンス専用ダイヤル

営業時間（平日 9:00～17:15）

☎03-6775-3063



事故が発生した場合



事故発生

事故の責任は、事故を起こした当事者にあるとともに、次に掲げる義務が発生します。

●負傷者の救護措置（119番へ通報、応急救護等）

人身事故の場合は、何よりも第一に負傷者の救護を優先してください。

負傷者がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、ガーゼやハンカチなどで止血するなど、可能な応急処置を行います。

この場合、むやみに（特に頭部に傷を受けている時は）負傷者を動かさないように注意します。ただし、後続事故の恐れがある場合は、早く負傷者を救出して安全な場所に移動させます。

●危険防止措置

事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げにならないように安全な場所（路肩・空き地）へ車を移動させ、エンジンを切ります。停止表示器材を表示します。



警察署への届け出

どんなささいな事故であっても、**必ず…**

●警察に事故報告を行ってください。

事故が発生した場所、負傷者の数や負傷の程度、物の損壊程度、

事故にあった車の積載物などを警察官に報告し、指示を受けます。

※届出を怠ると共済金・保険金請求に必要な『事故証明書』が発行されません。
また、警察官が来るまでは現場の保全に気を付けてください。

●事故現場での示談・口約束等には絶対に応じないでください。

※過失割合は、この時作成される『実況検分調書』『供述調書』により保険会社によって決められます。

●事故車のレッカー移動は、警察の指示に従ってください。



事故が発生した場合〈共済〉



共済加入先への連絡

事故処理に関しまして、弊社は事故当事者ではないため、現場の状況説明、過失割合の判断が行えませんので、共済加入先へのご連絡をお願いいたします。



共済金の請求

『交通事故証明書』の交付を自動車安全運転センターから受けてください。

※事前に発行申込が必要です。

共済金請求書類の作成は共済加入先の指示に従ってください。

- 対人・対物・搭乗者にかかる事故の場合には、共済金請求権はお客様にございます。お客様の押印で共済金の請求を行ってください。
- 車両共済金請求の場合には、共済金請求権は車両の所有者（弊社）にございます。弊社の押印が必要となりますので、JA三井リースグループ営業窓口までご連絡ください。



JA 三井リースグループ営業窓口への連絡

事故により、リース契約に変更のある場合がございますので、JA三井リースグループ営業窓口までご連絡ください。

事故時の連絡先（24時間、365日対応）

JA共済（自動車共済）専用窓口 ☎0120-258-931

- JA 共済にご加入のお車につきましては、ご加入先の各 JA でも受付が可能です。（平日 9：00～17：00 の間となります）



事故が発生した場合〈損保〉



保険会社への連絡

事故処理に関しまして、弊社は事故当事者ではないため、現場の状況説明、過失割合の判断が行えませんので、保険会社へのご連絡をお願いいたします。



保険金の請求

『交通事故証明書』の交付を自動車安全運転センターから受けてください。

※事前に発行申込が必要です。

保険金請求書類の作成は保険会社の指示に従ってください。

- 対人・対物・搭乗者にかかる事故の場合には、保険金請求権はお客様にあります。お客様の押印で保険金の請求を行ってください。
- 車両保険金請求の場合には、保険金請求権は車両の所有者（弊社）にあります。弊社の押印が必要となりますので、JA三井リースグループ営業窓口までご連絡ください。



JA 三井リースグループ営業窓口への連絡

事故により、リース契約に変更のある場合がございますので、JA三井リースグループ営業窓口までご連絡ください。

事故時の連絡先（24時間、365日対応）

JA 共済にご加入のお車につきましては、8 ページ記載の番号までご連絡願います。

損保（自動車保険）専用窓口 ☎0120-221-727

- 「自動車保険」をリース契約に含めてご契約いただいているお車が対象となります。お客様ご自身で自動車保険の付保手続きをされているお車の受付はできません。
- また上記対象のお車でも付保保険会社によっては直接受付をいたしかねる場合がございます（保険会社開設の専用連絡先をご案内いたします）。



事故処理について

実際に事故が発生した際は、この流れに沿って対応してください。

事故発生

① 負傷者の救護

② 事故現場の保存と危険防止措置

③ 警察署への届け出

④ 現場状況および当事者
双方の連絡先の確認

⑤ 目撃者の確認

⑥ 共済加入先・保険会社への連絡

⑦ 共済金・保険金の請求

⑧ JA三井リースグループ
営業窓口への連絡



被害者になったら…

医師の診断を受ける

相手を確認する…

相手の身元、車のナンバー、加入保険会社名などを確認し、メモをしておきましょう。

この場合相手のメモや名刺をそのまま信用するのではなく、自分の目で免許証等で確認する事が大切です。

現場に居合わせたら…

負傷者の救護協力

ひき逃げ車両の確認

二次災害の防止

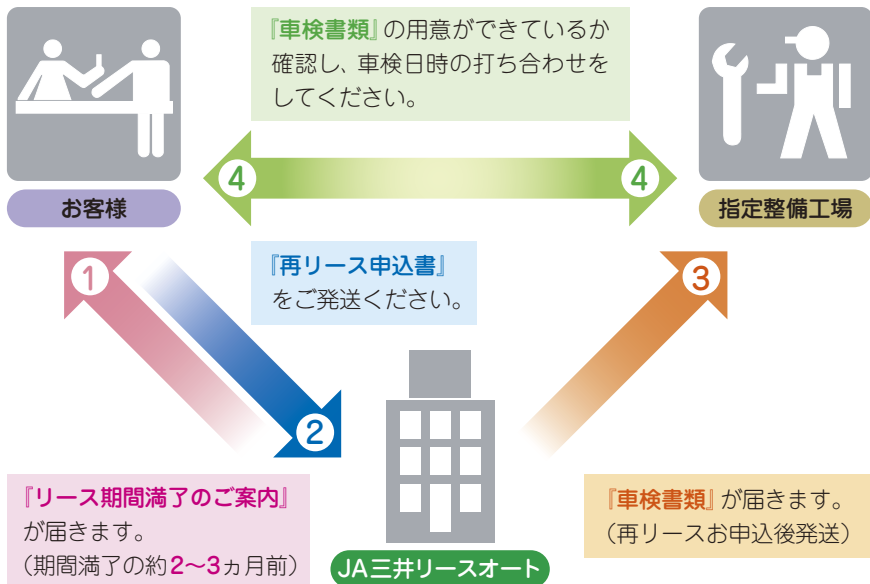


リース期間満了時のお手続き I



期間満了後もそのままご使用いただく場合

- ご案内は、あらかじめ登録された「満了案内送付先」へ発送されます。
- 再リース契約をお申込ください。
- お申込後、JA 三井リースオートから指定整備工場宛に車検書類を送付いたします。



ご注意いただきたいこと

事前に指定整備工場へ「車検書類」が届いているかご確認ください。

車検書類発送日の確認

JA 三井リースオート 車両管理専用ダイヤル

☎03-6775-3058



リース期間満了時のお手続き II



車両の使用をお止めになる場合

- ご案内は、あらかじめ登録された「満了案内送付先」へ発送されます。



車両ご返還時のお願い

- 車両をご返還いただく場合、処分方法を決定するため、車両の状況を確認させていただきます。(走行距離・自走の可否等)
- なお、お引取りするまでの日数について、ある程度お時間を要する場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 車検および自賠責保険が切れている車両を運転、事故を起こした場合は行政・刑事上による処分が科せられます。
- リース満了日以降に車両をお引取りする場合、満了日以降は車両を使用しないでください。

車両処分について

- 「満了案内送付先」の窓口にお問合せください。

立 替 金 精 算 書

JA三井リースオート株式会社 御中

請求日 年 月 日
会社名（立替払者）

印

担当者
電話番号

立替金の精算をお願いします。

登 録 番 号	作 業 実 施 日	走 行 距 離

項 目	請 求 金 額
消費税10%対象作業料金合計	
消費税	
整備料金合計	

<留意点>

○該当車両の登録番号、作業実施日、走行距離は必ず記載してください。

○領収書、レシートの発行元の名称および適格請求書発行事業者登録番号をご記入ください。

○領収書、レシートの発行元のインボイス（写）を添付してください。

○振込期日 ： 毎月末日到着締め、翌月20日払いとさせていただきます。

振 込 先	金融機関	
	本・支店名	
	口座種類	普通 ・ 当座 ・ その他 （ ）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

・領収書、レシートの発行元の名称をご記入下さい。

領収書、レシートの発行元の適格請求書発行事業者登録番号（ハイフンなし）をご記入下さい。

T												
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

発行元が事業者登録番号未取得の場合は右欄にチェックを入れて下さい